

性的サービスや労働の強要等

じん しん とり ひき

その行為も、人身取引!

人身取引の取り締まりを強化しています。

人身取引は人の尊厳を傷つけ、人権を侵害する重大な犯罪です。
以下の行為は法律違反となり、刑罰が科せられる可能性があります。

ツケを回収するため、 客に性風俗の仕事を紹介する

懲役 **10** 年

(職業安定法63条)

※1年以上10年以下の懲役又は
20万円以上300万円以下の罰金



援助交際で児童に わいせつな行為をさせる

懲役 **10** 年

(児童福祉法34条1項6号、同法60条)

※10年以下の懲役若しくは
300万円以下の罰金又はこれを併科



児童を買春
した者に対しては

児童買春、児童ポルノに係る
行為等の規制及び処罰並びに
児童の保護等に関する法律4条

※5年以下の懲役又は
300万円以下の罰金

わいせつ目的で、 家出した子供を自宅に連れ込む

懲役 **10** 年

(刑法225条)

※1年以上10年以下の懲役



強制労働をさせる

懲役 **10** 年

(労働基準法5条、同法117条)

※1年以上10年以下の懲役又は
20万円以上300万円以下の罰金



あなたの身近な人の行為は人身取引かもしれません。加害者や被害者らしい人を見かけた場合は、
最寄りの警察署(又は#9110)や地方出入国在留管理局(0570-013904)に連絡してください。

匿名による情報提供はこちら

匿名通報ダイヤル

0120-924-839



匿名 通報

検索

<https://www.tokumei24.jp>

人身取引についての
詳細や相談窓口はこちら



政府広報 人身取引

検索

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201111/3.html>



このリーフレットを示した人は、
人身取引の被害に遭っている
可能性があります。
警察等への連絡をお願いします。

リーフレット
(電子版) PDF



女性に対する暴力根絶
のためのシンボルマーク